

生涯現役促進地域連携事業企画書採点基準

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点40点

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | | | | |
|-----------------|----------------------|---|----|---|---|----|---|
| | | | A | B | C | D | E |
| 事業の趣旨・目的等 15 | 地域の課題の把握・分析 | 計画区域内の特性(強み・弱み)や高齢者の雇用機会の拡大を図る上での課題などが十分に把握・分析されているか。 | 5 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | 課題解決に向けた戦略 | その課題解決に向け、計画区域内の状況を鑑みた重点業種の設定を行った上で、独自性があり、かつ、実現可能性が高い対策方針・戦略が明確に描けているか。 | 5 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | 独自事業との相乗効果 | 事業内容(支援メニュー)が、計画区域内の自治体が過去・現在を含めて独自に講じてきた高齢者雇用・就業対策に係る施策との関係で、相乗的な効果を期待できるものとなっているか。 | 5 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 支援メニュー 20 | 事業内容の実効性・具体性・独自性(2倍) | 支援メニューの事業内容が、地域の課題を解決するため、実効性・具体性・独自性のあるものとなっているか。 | 10 | 8 | 6 | 2 | 0 |
| | 支援メニューへの支援対象者の誘導方法 | 支援メニューへの支援対象者の誘導方法が、効率的かつ効果的な計画となっているか(広告や宣伝を含む)。 | 5 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | 支援対象者の選定や事業内容の実行の担保 | 支援メニューの事業内容を踏まえ、支援対象者の選定が行われているか。(単に高齢者全般や事業主全般となっていないか)。実施体制や類似事業の実施実績などの観点から、事業内容を確実に実行できる方策がとられているか。 | 5 | 4 | 3 | 失格 | |
| 事業効果 16 | アウトプット目標 | アウトプット目標が定量的に示されているか。また、支援メニューと関連性があり、費用対効果の観点から、実現可能性のある目標となっているか。加えて複数の項目に設定されているか。 | 3 | 2 | 1 | 失格 | |
| | アウトカム目標 | アウトカム目標が定量的に示されているか。また、支援メニューと関連性のある目標となっているか。加えて複数の項目に設定されているか。 | 3 | 2 | 1 | 失格 | |
| | 事業実施後の効果(2倍) | 事業実施による社会の動向や風潮の変化などの効果を具体的に見込んでいるか。事業実施後の雇用増大効果が定量的又は定性的に示されているか。また、事業実施後も高齢者雇用・就業に係る地域の多様な関係者との協働体制の「仕組み」を維持することとしているか。 | 10 | 8 | 6 | 2 | 0 |
| その他 13 | 地域における連携体制 | 協議会が高齢者の就業等に係る地域の関係団体によって適切に構成されているか。また、関係機関間の連携・協力が確実に担保できる関係となっているか(コンサルタント任せの体制等になっていないか)。 | 3 | 2 | 1 | 失格 | |
| | キーパーソン等の存在(2倍) | 事業構想の企画立案や事業を実践していく上で、活動の中心となるキーパーソンや組織が存在しているか。 | 10 | 8 | 6 | 2 | 0 |
| 小計 | | | | | | | |

→次頁へ続く

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|--------------------------------|-------------------------------|--|-----|
| ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標 ※1、※4 | 女性活躍推進法に基づく認定 | 1段階目※2 (認定基準5つのうち1~2つ〇) | 1 |
| | | 2段階目※2 (認定基準5つのうち3~4つ〇) | 2 |
| | | 3段階目 (認定基準5つのうち全て〇) | 3 |
| | | 行動計画※3 | 0.5 |
| | 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) | 新基準のくるみん認定(※5)を受けている 旧基準のくるみん認定(※6)を受けている | 1 |
| | | プラチナくるみん認定を受けている | 2 |
| | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) | | 2 |
| 小計 | | | |
| 合計 | | | |

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

※4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※5 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定マーク)

※6 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)